

## 静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、キャリア・サポートセンターの運営を支援するために設置する、静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生のキャリア形成支援のための企画及び実施に関すること。
- (2) 学生の就職活動の支援に関すること。
- (3) 就職の斡旋及び依頼に関すること。
- (4) 就職情報の収集及び提供に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 生産環境経営学部学生部長
- (2) 短期大学部学生部長
- (3) 生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定する者1人
- (4) 短期大学部の教員のうちから評議会が選定する者2人
- (5) 事務局長が指名する学生課職員3人
- (6) その他学長が指名する者

### (委員の任期)

第4条 前条第3号から第6号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、短期大学部学生部長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

- 第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(評議会への報告)

- 第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、学生課で行う。

(委任)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。